

鳥取県選挙管理委員会告示第22号

平成24年8月2日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙に用いる投票用紙の様式を漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、次のとおり定める。

平成24年7月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

(一般用投票用紙)

平成二十四年執行 鳥取海区漁業調整委員会委員 一般選挙投票	鳥取県 選挙管理 委員会印
候補者氏名 (名称)	
<p>○ 注意</p> <p>1 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内に一人書くこと。</p> <p>2 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は、書かないこと。</p>	

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

(点字用投票用紙)

平成二十四年執行 鳥取海区漁業調整委員会委員 一般選挙投票	鳥取県 選挙管理 委員会印
点字投票 候補者氏名 (名称)	
<p>○ 注意</p> <p>1 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内に一人書くこと。</p> <p>2 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は、書かないこと。</p>	

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

平成二十四年執行	
船員不在者投票	
海区漁業調整委員会委員一般選挙	
市町村 選挙管理 委員会印	
<p>候補者氏名 (名称)</p>	
<p>○ 注意</p> <p>1 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内に一人書くこと。</p> <p>2 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は、書かないこと。</p>	

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 投票用紙には、投票用紙を交付する市町村選挙管理委員会の印を押さなければならぬ。この場合においては、市町村の印をもってこれに代えても差し支えない。